

Title	社会課題への市場原理と調和した対応策：「共用品研究所」の創設と高齢・障害の外縁ニーズへの対応：2404
Author(s)	後藤, 芳一; 松森, ハルミ; 星川, 安之
Citation	年次学術大会講演要旨集, 32: 229-232
Issue Date	2017-10-28
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/14887
Rights	本著作物は研究・イノベーション学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Research Policy and Innovation Management.
Description	一般講演要旨



社会課題への市場原理と調和した対応策 —「共用品研究所」の創設と高齢・障害の外縁ニーズへの対応—2404

○後藤芳一（共用品推進機構／日本福祉大）、松森ハルミ、星川安之（共用品推進機構）

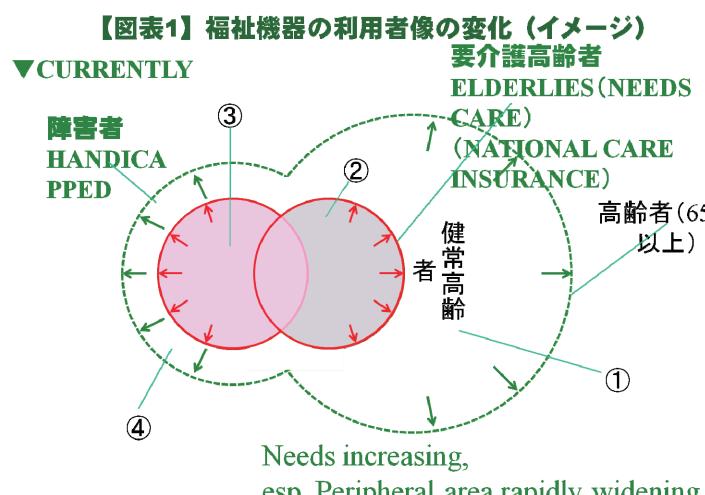
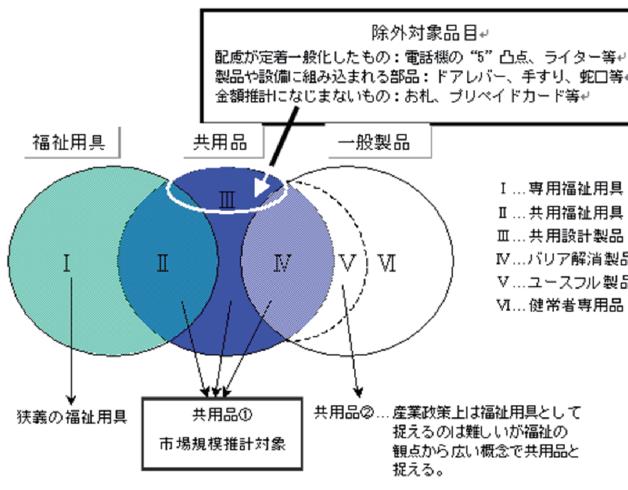
1. はじめに

我が国における暮らしの不便さに対応する取組みは、モノやサービスの供給とそれ以外（例：障害福祉の制度、人的支援、施設）の方法に大別できる。前者に注目すると、その取組みはさらに大きく2つに分けられる。第1は、社会保障財源による公的給付制度による供給であり、第2は、市場原理や産業界の取組みを活用した普及策である。

不便さ対応への社会の関心は、1990年代後半から現在までに急速に高まっている。その背景には、障害によって不便さが存在することや、その不便さの内容に関して社会の理解が進んだ、高齢化が進んで（我が国は1970年に高齢化社会（「高齢化率」が7%以上）、1994年に高齢社会（「高齢化率」が14%以上）になった）不便さのある高齢者が増加した等の変化がある。

しかし、伝統的に行われてきた公的制度（第1の方法）による対応には財源の制約があることから、それに加えて1990年代後半からは産業政策による取組みが始まったほか、産業界、利用者本人、その他個人が参加する各種の工夫（第2の方法）が広がった。

【図表2】市場規模推計対象の共用品



本論で取りあげる「共用品」（バリアフリー、ユニバーサルデザイン、アクセシブルデザインは同義）の取組みは、これら各セクタが同時に加わった例であり、第2の方法の代表例といえる。我が国は当分野において商品の多様性、市場の規模、統計の整備、国際標準化、モノ作りによる不便さ対応に関する思想性¹⁾等の点で世界をリードしている。1990年前後に取組みが始まった当初から、市民団体を中心（現在は公益財團法人）として推進してきた。

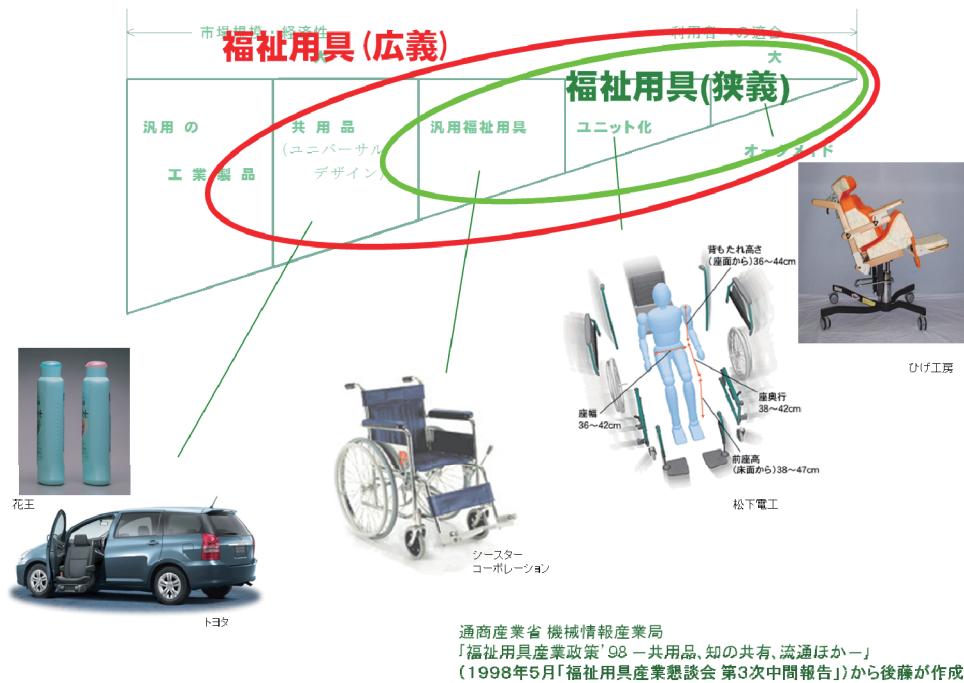
本年1月に、当分野の取組みについて理論的分析を行う「共用品研究所」を発足させた。発表者らは研究所の活動を中心的に担っている。不便さを持つ当事者を起点に、個人の取組みを中心に不便さ対応の方法論としても、産業分野としても一定の領域を創出した取組みについて、オープンサイエンスの視点から整理する。

2. 共用品の概要

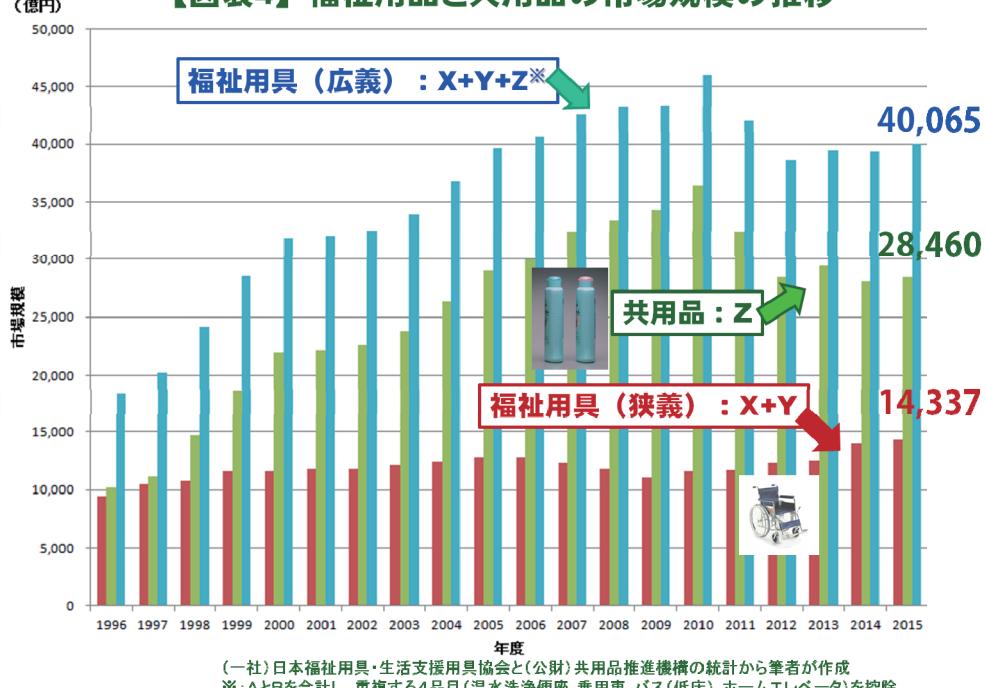
共用品は、予め意匠等に比較的軽い工夫を加えておくことで、不便さのある人にもない人にも使いやすいモノやサービスである。幅広い利用者を対象にすることで、通常の商品と変わらない価格で提供できる。その結果、公的財源（制度は変遷を経ているが、現在行われている代表的な制度は、障害者は障害者総合支援法による給付制度、高齢者は介護保険制度による福祉用具レンタル）に依存せず、かつ、利用者にも提供者にも利便性の高い方法である。

高齢者の増加等から、利用者は【図表1】のように拡大している。重い不便さをもつ中心部分は公的財源によって専用の福祉用具の供給を続ける必要があるものの、急速に拡大する外縁部分のニーズに持続的に対応するためには、市場原理と調和させて提供する必要がある。共用品はこうした要請のもとで発展してきた。

【図表3】福祉用具の利用者適合と市場規模（概念図）



【図表4】福祉用品と共用品の市場規模の推移



共用品の定義は、その属性と発展・派生の経緯から、【図表2】の範囲として示される。具体的には、福祉用具を共用化（図のII）、一般製品を共用化（同IV）、当初から共用品として開発（III）等である。福祉用具と共用品の関係は、【図表3】になる。福祉用具（狭義）（例：介護用ベッド、車いす）と共に用品を合計して、福祉用具（広義）になる。

この定義を元に市場規模が公表されており、福祉用具と合わせて【図表4】のとおりである。共用品は2.8兆円、福祉用具（狭義）は1.4兆円、福祉用具（広義）は4.0兆円（重複品目があるので単純な合計にならない）である。共用品は福祉用具全体の成長点になっている。

3. 取組みの経緯と推進体制

共用品への取組みの推進力は、大きく2つある。第1は、市民団体や産業界による現場発の取組みであり、第2は、産業政策による横断的推進である。前者は、1970年代に工業デザイナー等からなる勉強会が始まり、1991年に市民団体であるE&Cプロジェクトが発足した。1999年に（財）共用品推進機構となり、2012年に現在の（公財）共用品推進機構となった。機構（現在名）が国内外の中核機関となって、企業の商品開発担当者、工業デザイナー（企業や個人）、不便さのある当事者（高齢者や障害者）等が不便さを持ち寄り、あるいは調査し、工夫し、知見を蓄積して国内外の標準化を進めた。

後者は、福祉用具法（1993年施行）により、経済産業省を中心に始められた福祉用具産業政策である。福祉用具法は、後に各省によって進められるアクセシビリティ関連の法制度の先駆けとなった。【図表5】福祉用具産業懇談会（機械情報産業局長の懇談会）による「福祉用具産業政策’98（福祉用具産業懇談会第3次中間報告）」（1998年）²⁾は、共用品の定義（【図表2】）を示した。

前者の取組みが進んでいたことを受けて政策で支援したという関係にある³⁾。その結果、我が国は当分野の国際標準化を始め、市場規模の大きさ等で世界をリードする位置にある。

4. 共用品研究所とオープンサイエンス上の意義

共用品の取組みは、利用者、産業界、政策が連携したことで広く普及している。ただ、国連持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）やESG投資が提唱されるなど、企業には、持続的で社会と調和する経営が求められている。障害者をめぐっては、2014年に国連障害者権利条約が成立し、障害者が生活し社会参加することを権利として保障する考え方が国際的な基本的要請となった。我が国は国内法の整備を経て、条約は2014年に締結した。

こうした動きの中で、これまで実践中心に進めてきた取組みを、より高度な経営レベルに織り込む必要が生じている。それにはエビデンスを要し、それには分析と理論的整理を要する。こうした要請を受けて、本年1月に共用品推進機構内に共用品研究所（所長：後藤芳一）を置いた。定例の運営会議に加えて、9月には第1回勉強会（公開）を行った。

共用品で対応してきたような、新しい分野であって、対応の方策が確立していないニーズに対しては、供給側（例：製造業、工業デザイナー）とともに利用者（例：障害者）も加わって相互的に策を探索することも有効と考えられる。共用品の取組みは、利用者のニーズを起点に横断的手法を開発し、政策による支援も相まって産業分野の1つとして確立させ、国際標準化等を通じて世界を主導するに至っている。

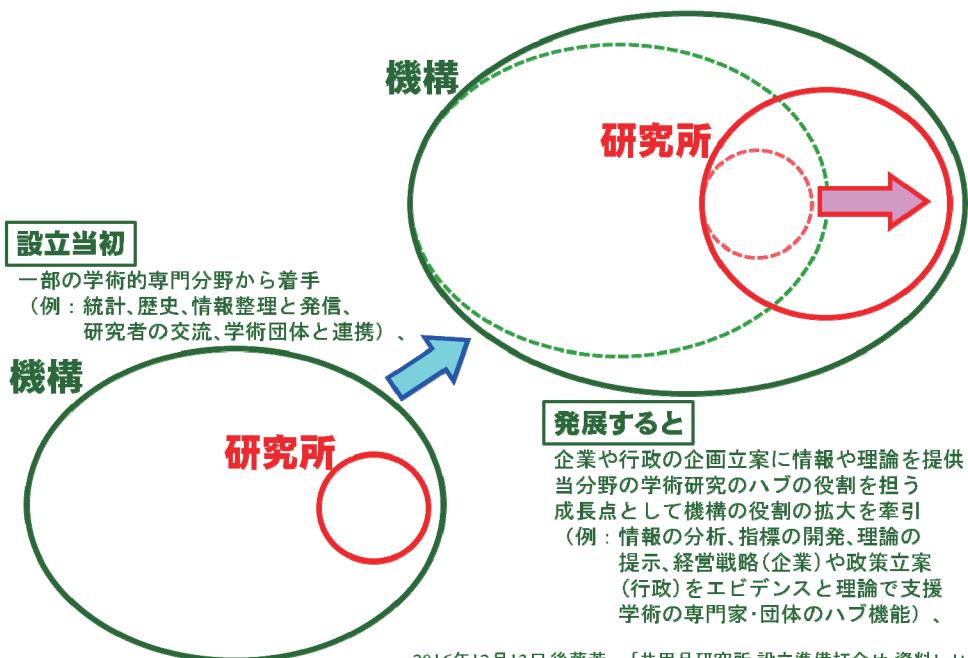
共用品推進機構は、こうした過程を理論的に跡づけるとともに、研究を深めることによって理論発の事例を創出することをめざして、本年1月に機構内に共用品研究所（所長：後藤芳一）を設けた。【図表6】【図表7】

【図表5】アクセシビリティ関連法の流れ

□「 福祉用具法 」	(93年) 通 + 厚 (■給付制度（日用品・補装具）)
□「 ハートビル法 」	(94年) 建
■「 交通BF法 」	(00年) 運
■「 改正ハートビル法 」	(03年) 建
■「 バリアフリー法 」	(06年) 国（建+運）
・「 情報・コミュニケーション 」	(?)

(□：任意、■：措置、義務)

【図表6】共用品研究所の機構内の位置づけと発展構想（全体）O-V1



【図表7】共用品研究所の機構内の位置づけと発展構想（設立当初）RS-V1

機構（本体）

定義、理念
各種調査、
データベース化
標準化
政策への協力・提言
当事者や消費者団体
／行政／業界団体／
海外団体との連携
教育、展示・広報
賛助会員制度運営

研究所

統計（市場規模等）、分析
研究発表・交流
対外発信
会員制度運営

注：研究所は最低限の機能
から着手、実績に合わせて
徐々に拡充させる

2016年12月13日 後藤芳一「共用品研究所 設立準備打合せ 資料1-4」

5. 終わりに

今後は、実践と理論を車の両輪として取組みの加速を進めている。両者の相互の取組みとその効果を、オープンサイエンスの一例として論じる。

【参考文献】

1. 「共用品という思想」後藤芳一・星川安之、2011年、岩波書店
2. 「福祉用具産業政策」9.8 (福祉用具産業懇談会第3次中間報告) 通商産業省機械情報産業局、1998年
3. 「福祉用具産業政策の評価に関する研究」後藤芳一、2001年、東京工業大学学位論文 第4章 5. 「共用品の福祉用具（周辺領域）への追加の経緯」
<http://tdl.libra.titech.ac.jp/hkshi/xc/contents/pdf/116879433/14>